

第4号様式(第6条第2項)

No. _____

自 車 等 の 引 取 通 知 書

あなたが利用(所有)していると思われる自転車(バイク)を横浜市自転車等の放置防止に関する条例第12条又は第13条第2項の規定に基づき横浜市が移動し、保管しています。至急、引取りに来てください。

- 1 引取りの場所
- 2 引取りできる日時
- 3 保管期限
- 4 お持ちいただくもの
 - (1) この引取通知書
 - (2) 自転車等のかぎ
 - (3) 印鑑
 - (4) 住所・氏名を明らかにできるもの
(運転免許証、健康保険証等)

5 横浜市自転車等の放置防止に関する条例第16条第1項の規定に基づき、移動に要した費用として、自転車1,500円、バイク3,000円を納付していただきます。

- 6 連絡先

(はがき大)